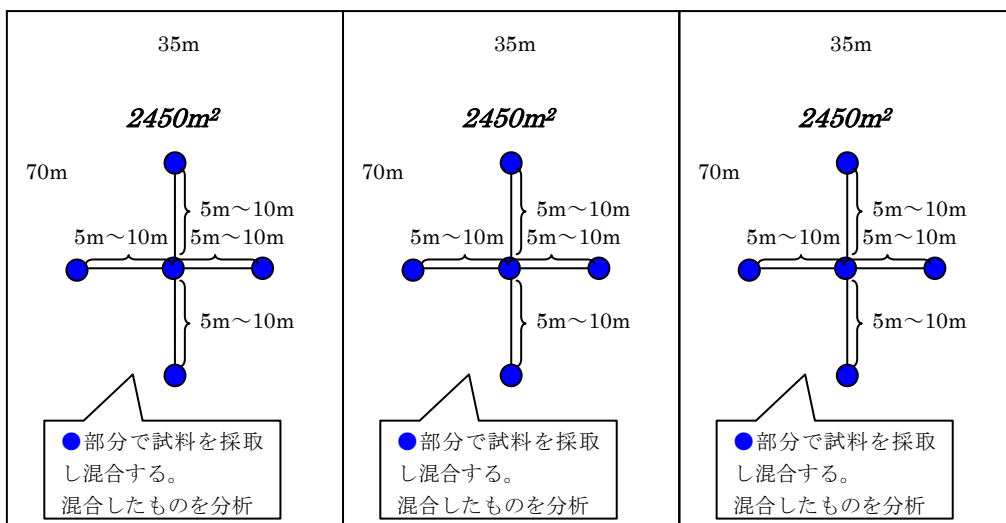


<「茨城県土砂等による土地の埋立等の規制に関する条例」による土壌試料の採取方法>

1. 土砂等の発生場所について

- ① 土砂等の発生場所については1つの区画が3000m<sup>2</sup>を超えないように対象地を等分します。下図の例では7350m<sup>2</sup>の土地について3等分し1区画2450m<sup>2</sup>としています。
- ② 次にそれぞれの区画の中央部から4方向に5m~10mの距離になるように直線を引きその先端部と中心の点、計5点で試料を採取します。
- ③ 各区画ごとに採取した5点の試料を混合し分析用試料とします。下図の例では採取地点は合計15地点で分析試料数は3試料となります。
- ④ 試料の採取位置については各地点ともに表層付近の土壌で十分です。



2. 土砂等の埋立等区域について

- ① 土砂等の埋立等区域についてはH.P.に示す表の面積に従い区分されます。下図の例では合計7350m<sup>2</sup>で1ヘクタール未満となりますので2区画に区分されます。
- ② 各区画における試料の採取位置、方法については上図「土砂等の発生場所」と同様に5地点で採取し混合する

